

2023年9月

お客さま各位

神戸信用金庫

登録番号：T4140005002486

インボイス制度に向けた当庫の対応について

2023年（令和5年）10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

神戸信用金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまがお取引にあたって当庫に対して各種手数料をお支払い頂いた場合、お客さまは各種手数料に含まれる消費税につき、当庫の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。（具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。）

当庫ではインボイス発行は、お取引形態により以下のとおりとさせていただきますので、ご案内いたします。

1. 複写の振込依頼書を用いて手続きされる振込手数料

窓口にて備え付けの振込依頼書をご利用頂いて振込を実施した場合は、伝票に複写式となっている領収証を簡易インボイスとしてご利用頂けるよう、必要な事項を追加で記入しお渡しいたしますので、お申しつけ下さい。

なお、順次簡易インボイスの要件を満たした書式に変更してまいります。

2. 営業店窓口等でお支払い頂く各種手数料

営業店窓口等で各種手数料（取立手数料・融資関連手数料など）をお支払い頂いた場合、複写式となっている領収証をインボイスの要件を満たした書式に変更しておりますので、インボイスとしてご利用下さい。

なお、順次書式変更をしておりますが、登録番号等の記載がない従来の書式で、ご依頼頂いた場合には、インボイスに必要な事項を追加で記入しお渡しいたしますので、お申しつけ下さい。

3. 営業店窓口受付の口座振替手数料

営業店窓口等でお手続き頂き、口座振替の方法でお支払い頂いている手数料につきましても、インボイスが必要なお客さまにつきましては、伝票に複写式となっている領収証等に、インボイスに必要な記載事項を追加で記入し、インボイスとしてお渡しいたしますので、お申しつけ下さい。

4. 貸金庫利用料・残高証明発行手数料

口座振替の方法でお支払い頂いた貸金庫利用料および残高証明発行手数料につきましては、インボイスとしてご利用頂けます証票を、お届け住所に郵送にてご通知いたします。

5. 投資信託の購入にかかる手数料

投資信託をご購入頂きました法人のお客さまにつきましては、取引ごとに作成したインボイス（ハガキ）を、お届け住所に郵送にてご通知いたします。

6. インターネットバンキングでお支払い頂いている振込手数料

インターネットバンキングにより、自動振替の方法でお支払い頂いている振込手数料・インターネットバンキング手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を電子データにて交付いたします。

7. ATMでのお取引

ATMでのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

ATMから出力される「ご利用明細票」等については、インボイス制度に対応しておりませんので、ご了承ください。

インボイス制度への対応、および電子交付に関する各種手続きなどにつきましてご不明な点等がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以上